

## V 生活保護課の業務概要

生活保護課では、生活保護法に関する事務、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付及び生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住宅確保給付金の支給事務を実施している。

### 1 生活保護

#### (1) 生活保護制度

生活保護制度は、憲法第 25 条に規定する理念に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し困窮の程度に応じ、必要な保護を行い最低限度の生活を保障すると共にその自立を助長することを目的としている。

保護は、資産や働く能力などのすべてを活用しても、なおかつ生活できない場に行われ、その困窮の程度に応じて保護費が支給される。

保護の種類は、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の 8 種類の扶助に分かれており、保護を受ける世帯の状況に応じて必要な扶助が適用される。

当センターは、印旛郡管内の酒々井町・栄町について、生活保護の実施機関として、業務を行っている。

#### (2) 管内の保護動向

##### ア 被保護世帯・人員・保護率

被保護世帯数及び被保護者の動向を、平成 25 年度と比較すると、被保護世帯は 13 世帯 (6.5%) 増加して 212 世帯、被保護者人員は 4 人 (1.4%) 減少して 276 人となり、保護率は 0.03 ポイント減少し 6.54%となっている。

表 1 - (2) - ア 過去 3 年間の被保護世帯・人員・保護率の推移

年 度	管内人口 (人)	被保護世帯数 (世帯)	被保護人員 (人)	保護率 (% : パーセント)
平成 25 年度	42,592	199	280	6.57
平成 26 年度	42,277	213	285	6.74
平成 27 年度	42,212	212	276	6.54
伸び率 (27/25) (%)	99.1	106.5	98.6	—

※ 管内人口は各年 10 月 1 日現在の毎月常住人口調査

※ 被保護世帯数、被保護人員は被保護者調査による年度平均値

イ 被保護世帯の類型

平成 27 年度における被保護世帯の類型別構成比は、高齢者世帯 53.3% (113 世帯)、 傷病・障害者世帯 23.6% (50 世帯)、母子世帯 4.7% (10 世帯)、その他世帯 18.4% (39 世帯) となっており、高齢者世帯が半数以上を占めている。

なお、78.3%が単身世帯である。

表 1 - (2) - イ 被保護世帯類型の年度別推移

年 度		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	伸び率 (27/25) (%)	
合 計		世帯数(世帯)	199	213	212	106.5
単 身 世 帯	高 齢 者	世帯数(世帯)	81	92	98	121.0
		割合 (%)	40.7	43.2	46.2	-
	傷病・障害	世帯数(世帯)	50	50	45	90.0
		割合 (%)	25.1	23.5	21.2	-
	そ の 他	世帯数(世帯)	17	24	23	135.3
		割合 (%)	8.5	11.3	10.8	-
小 計	世帯数(世帯)	148	166	166	112.2	
	割合 (%)	74.4	77.9	78.3	-	
2 人 以 上 の 世 帯	高 齢 者	世帯数(世帯)	15	14	15	100.0
		割合 (%)	7.5	6.6	7.1	-
	母 子	世帯数(世帯)	8	8	10	125.0
		割合 (%)	4.0	3.8	4.7	-
	傷病・障害	世帯数(世帯)	14	7	5	35.7
		割合 (%)	7.0	3.3	2.4	-
	そ の 他	世帯数(世帯)	14	18	16	114.3
		割合 (%)	7.0	8.5	7.5	-
	小 計	世帯数(世帯)	51	47	46	90.2
		割合 (%)	25.6	22.1	21.7	-

※ 被保護者調査による年度平均値

ウ 保護開始及び廃止の状況

平成 27 年度の保護開始件数 27 件を理由別に見ると、傷病によるもの 9 件 (33.3%)、貯金等の減少によるもの 9 件 (33.3%)、失業によるもの 4 件 (14.8%) 等である。

また、廃止件数 39 件を理由別に見ると、死亡によるもの 12 件 (30.8%)、働きによる収入の増加によるもの 8 件 (20.5%)、管外転出によるもの 4 件 (10.3%) 等である。

表1－(2)－ウ 保護の開始・廃止等の年度別推移

(単位：件)

区 分	年 度 別 推 移		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
面接・相談件数	64	50	39
申請件数	37	43	29
開始件数	36	38	27
廃止件数	28	25	39

(3) 実施体制及び訪問活動

平成 27 年度の実施体制は、査察指導員 1 人、現業員 3 人の 4 人体制である。訪問活動の状況は、年間訪問計画 901 件に対して 1,006 件、延べ日数にして 262 日実施しており、現業員一人当たりの月間実績は、訪問件数 27.9 件、訪問日数 7.3 日である。

表1－(3) 福祉事務所の実施体制及び訪問活動の状況

年 度	被保護世帯数 4.1 現在 実数 (世帯)	4.1 現在 実施体制					訪問活動の状況						
		査察指導員		現業員			訪問 延件数		訪問 延日数		過去 一年間の延 地区 担当員数 C	地区担当員 1 人当たりの月 間訪問実績	
		標準 数	現 員	標準 数	現 員		計 画	実 績 A	計 画	実 績 B		A 訪問 件数 /C	B 訪問 日数 /C
					専任 面接員	地区 担当員							
(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(件)	(件)	(日)	(日)	(人)	(件)	(日)		
平成 25 年度	195	1	1	3		3	876	1,042	-	277	36	28.9	7.7
平成 26 年度	201	1	1	3		3	940	1,105	-	307	36	30.7	8.5
平成 27 年度	214	1	1	3		3	901	1,006	-	262	36	27.9	7.3

(4) 生活保護費の支出状況

平成 26 年度と比較すると、生活扶助費 4,086,495 円、生業扶助費 993,235 円等が減少し、住宅扶助費 1,974,572 円等が増加している。全体で 2,787,677 円の減少となっている。

表 1 - ( 4 ) 平成 2 7 年度生活保護費の支出状況

区 分	支 出 額 (円)	構 成 比 (%)	扶助費の主な内容
生活扶助費	133,120,355	64.44	衣食その他日常生活費
住宅扶助費	63,358,520	30.67	家賃・地代・住宅補修費
教育扶助費	994,007	0.48	学用品・教材費・給食費
介護扶助費	28,548	0.01	介護費・福祉用具費
医療扶助費	1,782,769	0.86	検診料・移送費等
出産扶助費	0	0.00	分娩料・衛生材料費
生業扶助費	757,122	0.37	生業資金・技能習得費
葬祭扶助費	758,704	0.37	葬祭費・検案料・火葬費用
小 計	200,800,025	97.20	
就労自立給付金	108,467	0.05	就労自立者に対する給付金
施設事務費	5,677,080	2.75	救護施設事務費
合 計	206,585,572	100.00	

## 2 中国残留邦人等に対する支援給付

### (1) 支援給付制度

支援給付制度は、中国残留邦人等本人とその特定配偶者の生活の安定を目的とし、平成 20 年 4 月 1 日から法律に基づき開始された制度で、老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が図れない場合に支給されるものである。

支援給付の仕組みは、基本的には生活保護法の取扱いを準用するが、一部については中国残留邦人等の特別な事情に配慮して生活保護法とは異なる取扱いがなされている。

### (2) 管内の給付状況

#### ア 被給付世帯数・人員

平成 25 年度から支援給付の開始、廃止ともに該当がなく、被給付世帯数及び被給付者数は変わっていない。

表 3 - (2) - ア 過去 3 年間の被給付世帯・人員の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
世帯数 (世帯)	4	4	4
人 員 (人)	4	4	4

※ 福祉行政報告例による年度平均値

### (3) 支援給付金の支出状況

平成 26 年度と比較すると、生活支援給付 24,724 円等が減少し、平成 26 年 10 月から支給が開始された特定配偶者に対する配偶者支援金 523,296 円等が増加している。全体で 577,761 円増加となっている。

表 3 - (3) 平成 27 年度支援給付金の支出状況

区 分	支 出 額 (円)	構成比 (%)	扶助費の主な内容
生活支援給付	3,200,988	61.52	衣食その他日常生活費
住宅支援給付	874,800	16.81	家賃・地代・住宅補修費
介護支援給付	0	0.00	介護費・福祉用具費
医療支援給付	89,104	1.71	検診料・移送費等
出産支援給付	0	0.00	分娩料・衛生材料費
生業支援給付	0	0.00	生業資金・技能習得費
葬祭支援給付	0	0.00	葬祭費・検案料・火葬費用
配偶者支援金	1,038,492	19.96	特定配偶者に支援給付に加え支給
合 計	5,203,384	100.00	

### 3 生活困窮者住居確保給付金

#### (1) 給付金制度

給付金制度は、離職等により経済的に困窮した者であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方、又は喪失する恐れのある方に対して、住宅確保給付金を支給することにより、安定した住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とした制度である。

#### (2) 管内の給付状況

##### ア 給付世帯数

過去3年間の給付世帯の動向は、平成26年度に住宅支援給付事業により3世帯に給付を行っており、その内の2世帯について、同事業の延長として平成27年度にも給付を行っているが、生活困窮者住居確保給付金の給付実績はない。

表4-(2)-ア 過去3年間の被給付世帯の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
世帯数(世帯)	0	3	0(2)

※ 平成25・26年度及び27年度( )内は「住宅支援給付事業」